

いながわちょうきょういくたいこう
猪名川町教育大綱

令和7年3月

いながわちょう
猪名川町

○ 猪名川町教育大綱の見直しに当たって

AI（人工知能）をはじめとするテクノロジーの進化によって、猪名川町で学び暮らす私たちを取り巻く環境も急激に変化しています。そしてこの変化は、今の予測の範囲にとどまることはなく、さらには変化のスピードも増していくことが予想されています。

このような状況の中、今後最先端のデジタル技術を活用し、子ども一人ひとりの状況に応じた学びを充実させることが求められています。

人口減少社会における貧困や社会的孤立などの深刻な問題が表面化する一方で、私たちはSociety 5.0（人間中心の超スマート社会）やウィズコロナ・ポストコロナ社会に適応することが求められ、今、子どもたちを待ち受ける社会は大きな変革期を迎えています。

こうした人口減少と少子高齢化の進行により、兄弟・姉妹数の減少や子どもたちのふれあいの機会が減少し、地域における異年齢集団の形成が難しくなることから、猪名川町の教育においても、人間関係の持ち方やルールを学ぶなどの社会生活の基盤を培う体験の機会がますます求められています。

私たちは、この猪名川町の緑いっぱいの大地に支えられ、美しい空気と水の恵みにはぐくまれ、たくさんの人とつながりあって生きており、すべての人が学び育つ資源がこのまち全体にあふれていることを強く感じます。猪名川町には学びの場がたくさんあります。

家庭を含めてまちのいたるところにある学びの場で、見ること、聞くこと、話すこと、触れること、体を動かすこと、感じること、考えること、失敗すること、うまくいくこと、挑戦すること、そのすべてが学びです。猪名川町全体を舞台にして、人や社会とつながりながら、生涯にわたり自分自身を広げ、高め、深めることが大切です。

国及び兵庫県が示す教育施策には、新たな課題への対応が位置づけられています。子どもたちが将来の生き方を自分で考え将来に向けて主体的に学ぶ「子どもが主役の教育」を進めることをめざしています。個々の課題に適切に対応するとともに、子どもから高齢者までのすべての人の成長を見すえながら、学校・家庭・地域など社会全体で教育に取り組むことが、これまで以上に求められています。

本町においても、持続可能なまちづくりと、その基盤となる人材育成をめざし、教育全般にわたる総合的な取り組みをすすめ、多様な学びを通じて、子どもが健康で幸せな自分、社会、未来をつくるための力を育むまちの実現をめざしていきます。

1. 猪名川町教育大綱策定の趣旨

猪名川町教育大綱（以下「町教育大綱」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3の規定に基づき、国及び兵庫県教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し、本町の実情に応じた「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として、町長及び教育委員会で構成する総合教育会議での協議・調整を経て町長が策定するものです。

猪名川町では、平成29年12月5日に町教育大綱を策定しておりますが、令和7年度からを計画期間とする第六次猪名川町総合計画後期基本計画及び第3期猪名川町教育振興基本計画の策定に際し、国が定める第4期教育振興基本計画と兵庫県が定める第4期ひょうご教育創造プランを参酌し、今後もさらなる教育行政の充実をめざすため、新たな町教育大綱を策定します。

2. 町教育大綱の位置づけ

この町教育大綱は、第六次猪名川町総合計画後期基本計画における教育、学術及び文化の振興に関する施策の内容を踏まえ、特に重点的に取り組むべき施策の基本方針について定めたものです。

3. 計画期間

この町教育大綱の計画期間は、同大綱が第六次猪名川町総合計画後期基本計画の体系を基本としていることから計画年次の整合を図り、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

4. 猪名川町総合計画等との関係

町教育大綱と「猪名川町総合計画」（以下「総合計画」という。）、「猪名川町教育振興基本計画」（以下「教育振興基本計画」という。）との関係は以下のとおりです。

総合計画との関係

町教育大綱は、町政運営の最も基本的かつ総合的な指針として策定した総合計画の基本計画における関連分野の政策と施策と整合が図られたものとなっています。

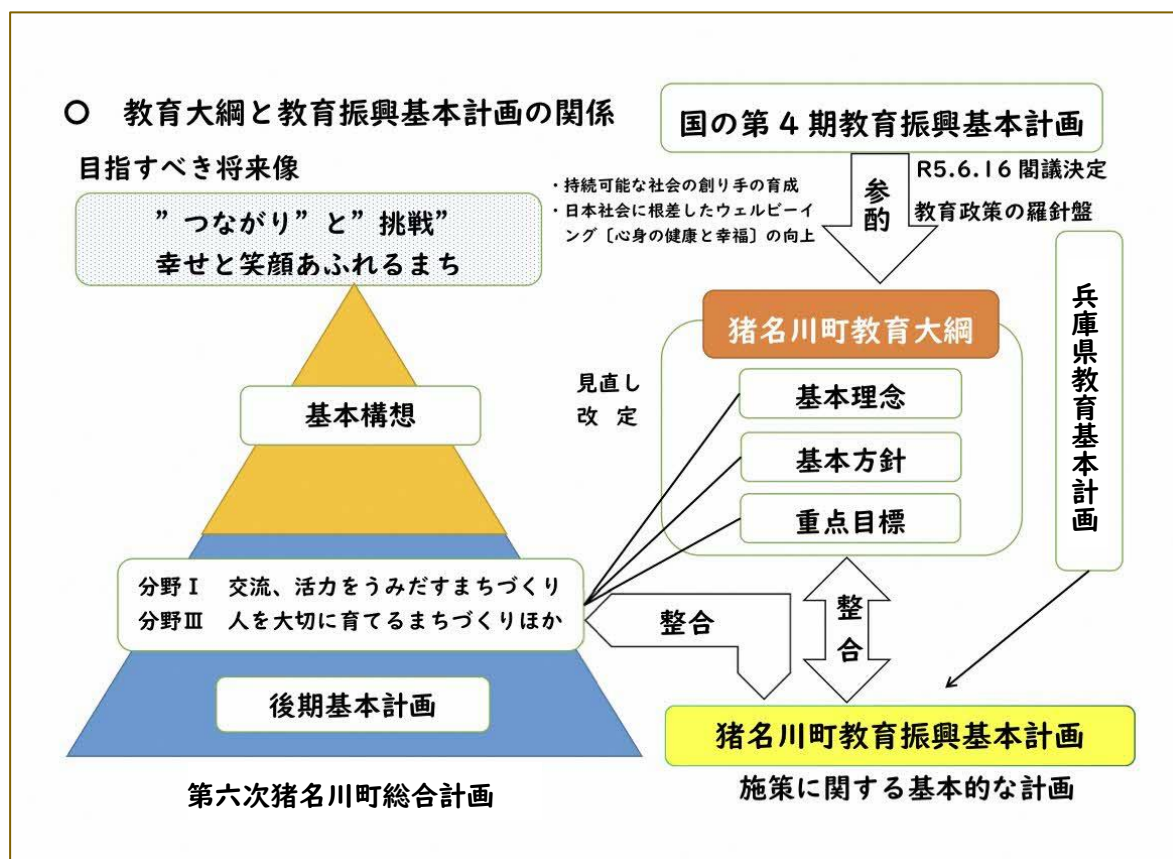
教育振興基本計画との関係

町教育大綱は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定される、地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画である教育振興基本計画として位置付けられた「第3期猪名川町教育振興基本計画」と整合が図られたものとなっています。

5. 策定にあたっての注意点

令和5年4月に「こども基本法」が施行され、「こどもまんなか社会」の実現をめざし、同年12月、「こども大綱」が策定されました。

この理念を踏まえ、町教育大綱は、ふりがな（ルビ）を適切に増やすことで、子どもにも読みやすく、理解しやすいものとしします。さらには、読み書きに困難を抱える人や外国人など、あらゆる人も理解をしやすくなり、多文化共生社会づくりにも貢献します。



○ 猪名川の教育がめざす方向

第1節 基本理念

猪名川で学び、未来をつくる — 終身成長で紡ぐ幸せの物語 —

(1) 猪名川を知り、猪名川で学び、猪名川をつくる

(2) 足元を考え、地域で行動し、世界を変える

(3) 未来を描き、未来を拓き、未来をつくる

第2節 猪名川の教育がめざす育ちの姿

① 自分の目標に向かって、社会の変化に主体的に向き合い、
果敢にチャレンジする人 ～ 幸せな自分をつくるために～

自分のつくりたい未来に向かって、急激な社会の変化にも柔軟に対応しながら、
失敗を恐れず果敢にチャレンジし、未来を切り拓く力を持った人が育つ。

② 自分と多様な他者を大切にし、共につながり支え合う
共生社会の担い手となる人 ～ 幸せな社会をつくるために～

互いの生命、人権、考え方や価値観などの違いを尊重し、一人ひとりが幸せを
感じながら人とつながり支え合う共生社会をつくる担い手が育つ。

③ 創造的に物事を生み出し、自ら変化を起こせる人
～ 幸せな未来をつくるために～

今までの「あたりまえ」や過去の考えにこだわることなく、自ら変化を起こす
気概を持って、他者と対話し想像し、協働して新しい価値を創り出す人が育つ。

第3節 育みたい力と学びの場

基本理念『猪名川で学び、未来をつくる — 終身成長で紡ぐ幸せの物語 —』に基づき、猪名川の教育がめざす育ちの姿を実現するために必要となる「未来をつくる力」「つなげる力」「知の創造力」「協働する力」「共生する力」の5つを育みたい力とします。

猪名川の教育を通じてこれらの力を育むとともに、町内だけでなく日本、世界の舞台でも学びを続け、その学びを生かして活躍できる人を育てていくことをめざします。

① 未来をつくる力

ふるさとへの想いや志を元に、課題を見つけ、ありたい未来を思い描く。そして、失敗にめげず可能性を追及し、粘り強く未来を実現しようとする力を育む。

② つなげる力

複雑で見通しの付きにくい社会で、情報を集め物事を関連づけたり、対立やジレンマ(不安や葛藤)に耐え、人や社会の動きをつなげたり、新しい価値観を生み出そうとしたりする力を育む。

③ 知の創造力

生涯にわたって知的好奇心を育み、身の回りの物事を科学的に捉え真理を追及し、世の中の課題に創造的に取り組みながら解決しようとする力を育む。

④ 協働する力

自らコミュニケーションする力を高め、進んで多様な人々と交流し、互いに力を合わせて社会づくりに参画する力を培う。

⑤ 共生する力

お互いの違いを個性として認め合い、人間として尊重し互いに支え合い、一人ひとりがなりたい自分を実現できる社会を積極的に築こうとする力を培う。

きほんりねん
基本理念

猪名川で学び、未来をつくる

いながわ まな みらい

しゅうしんせいちよう つむ しあわ

終身成長で紡ぐ幸せの物語

ものがたり

めざす^{そだ}育ちの^{すがた}姿

じぶん もくひょう む
自分の目標に向かって、
しゃかい へんか しゅたいてき む
社会の変化に主体的に向き
あいかん
合い、果敢にチャレンジす
ひと
る人

～幸せな自分をつくるために

じぶん たよう たしゃ たいせつ
自分と多様な他者を大切に
し、^{とも}共につながり^{ささ}支え合う
きょうせいしゃかい にな て
共生社会の担い手となる
ひと
人

～幸せな社会をつくるために

そうぞうてき ものごと う だ
創造的に物事を生み出
し、^{みづか}自^{へんか}ら^お変化を起こせ
ひと
る人

～幸せな未来をつくるために

はぐく^{ちから}
育みたい力

みらい
未来を
ちから
つくる力

ちから
つなげる力

ち
知の
そうぞうりよく
創造力

きょうどう ちから
協働する力

きょうせい ちから
共生する力

第5節 施策の柱

1. 生涯学ぶ喜びをみんなで感じられる 人生100年時代の教育づくり

乳幼児、小中学生、高校生、大学生、社会人、高齢者、または家庭にいる人や職場で働く人など、それぞれのステージならではの学びがあります。人生100年時代に必要となる「生涯にわたる学びの場」をみんなで考え、つくり、充実させていきます。

2. 子どもの育ち・学びを支える 家庭・学校・地域の協働

家庭教育への支援や子育て家庭を支援する「地域コミュニティ」をめざします。また、学校と地域が共に考え共に行動する協働体制を築き、家庭、学校、地域との協働の中で、子どもたちの安全、安心な生活を支えます。

3. 猪名川から始まるグローバルな学び

猪名川町の自然や文化、それらを育ててきた人々の暮らしから学ぶ学習体系を幼小中の学校教育の教育課程に組み込み、地域の資源を教材化し、教科等横断的な学習を地域カリキュラムとして展開します。そして、地域の学びを世界や地球全体の学びへとつなげます。

4. 誰一人取り残さず、一人ひとりの可能性を引き出す共生社会の実現

国際理解や多文化との共生、障がいの有無に関わらないインクルーシブ（包括的）な社会をめざします。また、どんな差別や偏見も許さない人権意識を高め、すべての人が「なりたい自分」の姿を描き、実現できるよう、つながり合い、支え合える共生社会「猪名川」をめざします。

5. 終身成長（学び続けること）を支える条件整備

誰もが終身成長できるよう、学校教育施設、社会教育施設の適正な維持・管理や有効活用、教育のDX（デジタルトランスフォーメーション）による教育環境の整備を推進します。また、教職員の資質向上や、教職員の働き方改革などによる職場環境づくりなど、質の高い教育を提供するための条件整備を進めます。

総合教育会議での議論を経て

○町教育振興基本計画における「未来」の読み方・考え方について

第3期猪名川町教育振興基本計画において、基本理念にでてくる「未来」という表記については「あす」とルビをつけています。

「未来(あす)」という表現については、平成29年12月5日に定めた前猪名川町教育大綱の基本理念でも「未来(あす)を描き 未来(あす)を拓(ひら)く猪名川の教育」としており、猪名川町の教育を表現する言葉として教育現場をはじめ広く使われ浸透してきました。

「未来(あす)」には自分自身の時間的にはるか遠い将来の「未来(みらい)」だけではなく、近い先を見通した「明日(あす)」の意味を含めています。

教育大綱・教育振興基本計画に記載のある内容については、一人ひとりが自分ごととしてとらえ、「未来」について読み方や考え方などを、ぜひ様々な人と話題にして、交流するきっかけになってほしいと思います。そして、それぞれの「未来」について思いをはせ、それぞれの「未来」をつくってほしいと考えています。

猪名川町教育委員会

○新教育大綱における「未来」の読み方・考え方について

猪名川町教育振興基本計画では、基本理念に出てくる「未来」という表記に「あす」とルビをつけて、ちょっと変わった読み方をさせています。

普通、「未来」は「みらい」と読みます。「過去・現在とともに時の流れを三区分した一つで、まだ来ていない部分」を意味します。(広辞苑;新村出編)。もちろん、「あした」を意味する「明日(あす)」や、比喩的に使われる「近い未来」を含む概念です。

この新教育大綱では、小学生にも読んでもらえるようにルビをつける際に、基本に立ち戻り、本来の「みらい」とふることにしました。

猪名川町長